

区民委員会報告資料

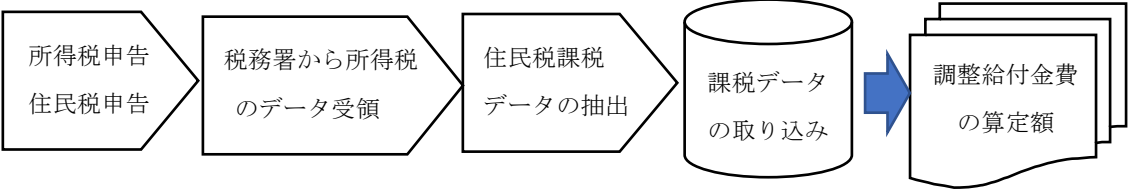
令和 7 年 7 月 1 日

報告事項件名	頁
1 定額減税調整給付金（不足額給付）の対象人数について	2
2 マイナンバーカード交付の遅れと対策について	3
3 証明書郵送請求における交付手数料のキャッシュレス決済導入に ついて	5
4 各保険料に係る延滞金及び還付加算金事務の実施について	6
5 後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について	9

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件 名	定額減税調整給付金（不足額給付）の対象人数について
所管部課名	区民部定額減税給付金担当課
内 容	不足額給付の対象人数について、令和7年6月初旬に令和6年分所得税の課税データを抽出し、国の算定ツール（アプリ）で算出した。その結果、本年4月14日開催の区民委員会で報告した当初想定の対象者より増加することが判明したので報告する。 令和7年2月～ ～5月上旬 5月末 6月初旬 国の算定ツール(アプリ)  <pre> graph LR A[所得税申告 住民税申告] --> B[税務署から所得税 のデータ受領] B --> C[住民税課税 データの抽出] C --> D[(課税データ の取り込み)] D --> E[調整給付金費 の算定額] </pre> 1 対象人数 （1）当初調整給付額（令和6年度に給付）との間で差額が生じた者 当初想定 56,000人 → 課税データによる算定 70,000人 （2）事業専従者等で扶養親族とならない非課税者 当初想定 6,000人 → 課税データによる算定 10,000人 2 主な理由 以下（1）と（2）に差が生じたため。 （1）当初予算時は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」に基づき、納税義務者等に係数を乗じて算出した。 （2）令和6年分の所得税課税データに基づき算出した。 3 今後の方針 給付金等の必要経費については再算定し、対象者への給付時期に遅延が生じないように、補正予算で計上する予定である。

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件 名	マイナンバーカード交付の遅れと対策について									
所管部課名	区民部戸籍住民課									
内 容	マイナンバーカード更新等のための交付手続きに現在2カ月以上を要し、通常よりも遅れが発生しているため、以下の対策を実施していく。 1 遅れの原因 (1) マイナンバーカード更新（10年間。作成時未成年者は5年間）等の申請数が、令和6年度の約5万8千件から令和7年度見込み9万3千件へと急増している。 (2) これに伴い、区が交付すべき更新カードの処理数が月約7,750件と、令和6年度の月平均約4,800件を大きく上回っており、本人への交付のお知らせの発送やカード受け渡しに2カ月以上を要している。 2 対策 下記の対策により、本人への交付のお知らせの発送やカード受け渡しに要する期間を、総務省通知の要請内容に沿う最大1カ月半以内を目指す。 (1) 委託業務の対策強化（令和7年4月下旬実施済み） 交付のお知らせの発送について、委託業者の人員増によりスピードアップを図った。 これにより、発送まで40日間要していたものを25日間程度に短縮した。引き続き、さらなる短縮に努める。 (2) 本人交付のための予約枠数を拡大（令和7年8月より） 交付のお知らせの発送は早まったものの、本人交付のための予約受付が1カ月先前後まで埋まっている状況である。遅くとも1～2週間以内に予約受付できるよう、マイナンバーカード交付センターにおける休日交付の実施日を下表のとおり増やす。 マイナンバーカード交付センターにおける休日交付の実施日 <table><tr><td></td><td>令和7年7月まで</td><td>拡大 令和7年8月以降</td></tr><tr><td>休日交付の実施日</td><td>毎月2日間 第2土曜日、第4日曜日</td><td>毎月4日間（2日間増） 第2土曜日、第2日曜日、第4土曜日、第4日曜日</td></tr><tr><td>受付時間および予約枠数</td><td>8時30分～16時 1日240件</td><td>同 左</td></tr></table>		令和7年7月まで	拡大 令和7年8月以降	休日交付の実施日	毎月2日間 第2土曜日、第4日曜日	毎月4日間（2日間増） 第2土曜日、 第2日曜日 、 第4土曜日 、第4日曜日	受付時間および予約枠数	8時30分～16時 1日240件	同 左
	令和7年7月まで	拡大 令和7年8月以降								
休日交付の実施日	毎月2日間 第2土曜日、第4日曜日	毎月4日間（2日間増） 第2土曜日、 第2日曜日 、 第4土曜日 、第4日曜日								
受付時間および予約枠数	8時30分～16時 1日240件	同 左								

	3 今後の方針 マイナンバーカード交付及び電子証明書更新における処理の迅速化を図りつつ、手続きにおける個人情報保護等、適正に行っていく。
--	---

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件 名	証明書郵送請求における交付手数料のキャッシュレス決済導入について
所管部課名	区民部戸籍住民課
内 容	住民票写しおよび戸籍証明の郵送請求における交付手数料徴収について、従来の定額小為替に加え、クレジットカードによるキャッシュレス決済を導入する。 1 キャッシュレス決済導入の実施について (1) 実施開始日 令和7年7月25日（金） (2) 目 的 現在、郵送請求に関する交付手数料は定額小為替にて徴収している。交付手数料の支払いにオンラインによるキャッシュレス決済を導入することで、利用者の利便性の向上を図る。 2 手続の流れ <pre> graph TD subgraph Applicant [申請者] S1[① オンラインにてキャッシュレス決済申請] S3[③ 申請管理番号を記載した証明書交付申請書を郵送] S5[⑤ 請求金額をクレジットカードにて決済] end subgraph District [区（戸籍住民課）] S2[② キャッシュレス決済申請を受領し、申請管理番号をメールで返信] S4[④ 交付申請書を受領し、請求金額メールを送信] S6[⑥ 決済確認後、証明書発行のうえ送付] end S1 --> S2 S2 --> S3 S3 --> S4 S4 --> S5 S5 --> S6 </pre> 3 23区における郵送請求キャッシュレス決済の導入状況 23区中7区（墨田区、江東区、大田区、中野区、荒川区、練馬区、江戸川区）で実施済み。 4 今後の方針 区ホームページ、SNS等で周知する。

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件名	各保険料に係る延滞金及び還付加算金事務の実施について																
所管部課名	区民部国民健康保険課、高齢医療・年金課																
内 容	令和8年度の標準システム稼働により標準装備される、各保険料の延滞金の徴収及び還付加算金の支払いについて、対応方針を決定したので以下のとおり報告する。 1 対象の保険料 (1) 国民健康保険料 (2) 後期高齢者医療保険料 2 延滞金及び還付加算金に係る事務の実施理由 標準システムの稼働時期に合わせ、法令に則った事務処理を行うため。 3 事務を実施する根拠法令 (1) 延滞金 足立区国民健康保険条例第22条および足立区後期高齢者医療に関する条例第6条（地方自治法第231条の3の規定に基づく） (2) 還付加算金 地方自治法第231条の3および地方税法第17条の4 4 対象となる保険料の年度 <table><tr><th>保険料の年度</th><th>延滞金・還付加算金</th></tr><tr><td>令和7年度分以前の保険料</td><td>対象外とする※</td></tr><tr><td>令和8年度分以降の保険料</td><td>対象とする</td></tr></table> ※ 標準システム移行に伴い、令和8年度分以降の保険料から延滞金・還付加算金の計算が可能となるため。 5 各保険料の延滞金及び還付加算金の推計（令和5年度の場合） <table><tr><th></th><th>国民健康保険料</th><th>後期高齢者医療保険料</th></tr><tr><td>延滞金</td><td>16,875,832 円 (16,875 件)</td><td>8,207,460 円 (8,207 件)</td></tr><tr><td>還付加算金</td><td>42,993 円 (42 件)</td><td>20,909 円 (20 件)</td></tr></table>		保険料の年度	延滞金・還付加算金	令和7年度分以前の保険料	対象外とする※	令和8年度分以降の保険料	対象とする		国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	延滞金	16,875,832 円 (16,875 件)	8,207,460 円 (8,207 件)	還付加算金	42,993 円 (42 件)	20,909 円 (20 件)
	保険料の年度	延滞金・還付加算金															
	令和7年度分以前の保険料	対象外とする※															
	令和8年度分以降の保険料	対象とする															
		国民健康保険料	後期高齢者医療保険料														
延滞金	16,875,832 円 (16,875 件)	8,207,460 円 (8,207 件)															
還付加算金	42,993 円 (42 件)	20,909 円 (20 件)															

※ 各金額は、令和5年度特別区民税の収納額に対する、延滞金及び還付加算金の割合（延滞金0.11383%、還付加算金0.00029%）を各保険料収納額に乗じて算出している。

各件数は、各金額を1,000円で除して算出している。

6 各区の延滞金及び還付加算金の実施状況（令和7年5月末時点）

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
延滞金	16区	13区
還付加算金	21区	21区

7 当区がこれまで延滞金及び還付加算金を実施しなかった原因

延滞金及び還付加算金に係る法令等規程については認識していたものの、複雑な計算が伴いシステムによらなければ困難であり、現行システムには当該機能が備わっていなかったため。

8 実施に向けた経緯

- （1）システム改修経費の費用対効果の面などから、標準システム導入に合わせて令和8年度に事務を開始することを、令和3年6月11日に方針を決定した。
- （2）令和3年6月16日に全区議会議員に対し、標準システム導入に合わせて令和8年度に各保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料）の延滞金及び還付加算金事務を開始する旨の情報提供をした。
- （3）令和6年12月6日の区民委員会で、標準システム移行に伴う業務変更点として、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に延滞金及び還付加算金の機能が標準装備されることを報告した。

9 足立区監査委員からの指摘事項

令和6年度定期監査（第三期）において、各保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料）で延滞金の徴収及び還付加算金の支払いを実施していないことについて、「実施に向けた検討を早急におこなったうえで適切に対応されたい」との指摘事項があった。

また、実施にあたっては「区民への十分な事前の周知と、還付加算金については区民にわかりやすい条例・規則等の根拠の整備に努める必要がある」と付言されている。

10 指摘事項の改善策

標準システム稼働後の令和8年度分以降の保険料を対象に、延滞金徴収及び還付加算金支払い事務を開始する。

なお、7年度分以前の還付加算金については、以下のとおり区ホームページでご案内するとともに、請求があった場合は個別に対応する。

【区ホームページ掲載文】

お問い合わせ

還付加算金は令和8年度分以降の保険料を対象としていますが、令和7年度分以前の保険料について、これから還付を受けられる場合や以前に還付を受けられた場合で、還付加算金についてご相談がありましたらお問い合わせください。

11 今後の方針

- (1) 事務開始に向け、令和7年12月までに区民にわかりやすい要綱等を整備する。
- (2) 令和7年度中に、あだち広報及び区ホームページ、国保だより、あだち長寿医療だより、介護だよりにより区民へ周知する。

区民委員会報告資料

令和7年7月1日

件名	後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について						
所管部課名	区民部高齢医療・年金課						
内容	令和7年4月3日付厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡により、後期高齢者に係る資格確認書の暫定運用の継続について通知があったため、以下のとおり報告する。 1 変更内容 (1) 対象者 令和7年8月1日から令和8年7月31日までの期間、下記に該当する方 ア 令和7年7月31日までに後期高齢者医療制度に加入している方 イ 75歳に到達、または足立区に転入等で新規資格取得する方 ウ 負担割合等券面情報に変更があった方 エ 65歳から74歳で、一定の障がいがあり新規資格取得する方 オ 資格確認書の再交付を申請する方 (2) 内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マイナンバーカードと保険証との利用登録（ひもづけ）をしていない方には <u>資格確認書を交付する。</u></td><td>マイナンバーカードと保険証との <u>利用登録（ひもづけ）の有無にかかわらず資格確認書を交付する。</u></td></tr> <tr> <td>マイナンバーカードと保険証との利用登録（ひもづけ）をしている方には <u>資格情報のお知らせを交付する。</u></td><td>※ 上記1（1）ア、イ、ウについては申請によらず交付する。</td></tr> </tbody> </table> (3) 令和8年7月31日までに交付する資格確認書の有効期限 令和8年7月31日まで 2 今後の方針 あだち広報および区ホームページ、長寿医療だよりにて周知する。 ※ 令和7年6月10日付、東京都後期高齢者医療広域連合から、「資格確認書発送の周知文」と、国作成の「マイナ保険証のリーフレット」が被保険者に送付された。	変更前	変更後	マイナンバーカードと保険証との利用登録（ひもづけ）をしていない方には <u>資格確認書を交付する。</u>	マイナンバーカードと保険証との <u>利用登録（ひもづけ）の有無にかかわらず資格確認書を交付する。</u>	マイナンバーカードと保険証との利用登録（ひもづけ）をしている方には <u>資格情報のお知らせを交付する。</u>	※ 上記1（1）ア、イ、ウについては申請によらず交付する。
変更前	変更後						
マイナンバーカードと保険証との利用登録（ひもづけ）をしていない方には <u>資格確認書を交付する。</u>	マイナンバーカードと保険証との <u>利用登録（ひもづけ）の有無にかかわらず資格確認書を交付する。</u>						
マイナンバーカードと保険証との利用登録（ひもづけ）をしている方には <u>資格情報のお知らせを交付する。</u>	※ 上記1（1）ア、イ、ウについては申請によらず交付する。						